

北子2第2961号
令和2年8月3日

北谷町内認可保育施設長 様

北谷町長 野国 昌春
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた、保護者への登園自粛に係る
留意事項について (通知)

みだしの件について、令和2年7月31日に沖縄県が発出した緊急事態宣言をうけ、
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、別紙のとおり保護者に対し、認可保育施設へ
の登園自粛要請を行うこととなりました。

貴施設におかれましては、下記留意事項を踏まえた対応をよろしくお願い申し上げます。

記

※ 留意事項 ※

あくまでも、自粛要請となっていることから、**自粛要請期間中、保護者が保育施設
等の利用を希望する場合には、施設はその利用を拒むことはできません。**

自粛期間中の保育所利用の適否を施設が判断してはいけませんので、その点を踏ま
え、ご対応お願いします。

必要な保育の提供のため、ご理解ご協力をお願い致します。

1 登園自粛した場合の保育料等の取扱いについて

○保育料について

保育料の徴収のある、0歳～2歳児の保育料については、欠席日数に応じて日割りに
よる減免措置を行います。

欠席日数の確認について

今般の登園自粛要請に係る、保育料の減免手続きについて、詳細は未定です。
手続き方法等、決まり次第お知らせ致します。

○給食費について

公立保育所については、欠席日数に応じて日割による減免措置を行います。

貴施設におかれましては、以下の「幼児教育・保育の無償化に関する 自治体向けFAQ」を参照のうえ、ご対応お願い致します。

幼児教育・保育の無償化に関する 自治体向けFAQ（抜粋）

12-14	副食費の徴収	児童の欠席や一定期間休園などの場合は、副食費の徴収はどうすればよいですか。	副食費の徴収額は、月額を基本とします。ただし、土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられます。なお、月途中の退園や入園の場合には、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えありません。
-------	--------	---------------------------------------	---

2 給付費について

在籍児童数により金額を算出するため、登園自粛による施設への影響はありません。また、保育料の減免による影響も生じません。通常どおりの支払いとなります。

3 児童及び職員の感染または濃厚接触が判明時の対応

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策及び感染者等発生時の対応について（通知）（令和2年7月28日付北子2第2836号）を確認して下さい。

※保護者及び職員に対しては、陽性及び濃厚接触（疑いも含む）の際には速やかに施設に報告するように再周知お願いします。

(2) 児童及び職員の感染及び濃厚接触を確認した際には、速やかに子ども家庭課へ様式「【0731更新】休園、濃厚接触者等報告様式（保育所→北谷町）」にて報告して下さい。

4 北谷町役場業務時間外の緊急連絡

別紙「【保育所向】北谷町役場業務時間外の緊急連絡」のとおり

※今後、国や県、市町村の動向により、変更となる場合があります。

その際には、改めてホームページ等でお知らせします。

担当 子ども家庭課 保育所担当（098）936-1234（内線 2321～2324）